昭和二十六年 + 月二十三日

高等学校卒業者で卒業後三箇年以上国、

公共団体も

しくは法人立の農業もしくは家政に関する試驗研究

火 曜

H

告

示

◇鳥取縣告示第四百八十号

昭和二十六年度農業(生活)改良普及員の資格試験を次 の通り実施する。

> 者又は公共団体もしくは法人の組織において農業も 教育機関において試験研究もしくは教育に従事した

島取県知事 西昭和二十六年十月二十<u>三</u>日

期日及び場所

尾

愛

治

期日 昭和二十六年十二月十三日から十二月十六

日まで四日間。

場所 鳥取市西町 鳥取県立鳥取図書館講堂

期日及び場所に変更のある場合及び試験の時間割

3

については別途受験者に通知する。

二、受驗資格

旧制中等学校(旧制乙種農学校を含む)又は新制

鳥取縣公報

火每 金週

曜日発行(時へ翌日)

(三) (=)註 関の卒業者。 た者。 しくは家政に関する実務もしくは普及事業に従事し 農業又は家政に関する旧制專門学校、新制短期大 農業又は家政に関する旧制又は新制大学の卒業者。 都道府県立農業講習所又はこれに準ずる教育機 中等学校卒業者とみなすこととする。 檢定規程による試験檢定に合格した者は旧制 実業学校卒業程度檢定及び専門学校入学者

(第三種郵便物認可)

実業学校教員檢定規程による農業又は家政

大キサハ國定規格A五判

自昭和二十六年

十月二十三日

選択項目

農業気象

3)

(第三種郵便物認可

関する学科目の試験檢定に合格した者はそれ 高等女学校教員檢定規程による農業又は家政 ぞれ農業又は家政に関する旧制専門学校卒業 学校卒業程度檢定規程による農業又は家政に に関する学科目の檢定に合格した者及び専門 に関する学科目の檢定に合格した者、中学校

等以上の課程を修めた者は内地のこれに相当外国の学校で内地の学校における課程と同 する学校卒業者とみなすこととする。

者とみなすこととする。

- 驗研究、 年数は内地のそれに相当する事業に従事した 外国において農業もしくは家政に関する試 旧制中等学校卒業者及びこれと同等以上の 教育、 実務又は普及事業に従事した
- 資格を有する者を入所資格とする教育機関に する実務に従事した者とみなすこととする。 おいて農業又は家政に関する課程を修めた者

三、出願手続

(-)受験者は次の書類各一通を知事宛に提出すること。

- 受驗願書 別記様式日
- 2 寫眞(名刺版、最近のものに限る)受驗願書の 履歷書 別記様式口
- 裏面にちよう付する。
- 学校卒業証明書或は試驗檢定合格証明書 **筆記試驗選択項目申込書** 別記樣式目
- 勤務先の勤務証明書) 究、教育、普及事業実務に従事した者はその関係 受験資格者であることを証明する資料 (試驗研

身体檢查書

(=)

受験願書の受付を了したものに対しては受験願書

者に通知する。この際受験有資格者と認定されたも の受付期間終了後、改良普及員資格試験委員会にお のに対しては受験票を送附する。 いて受験資格の有無を判定し、その結果を受験出願

受験願書の受付

1/

五、受驗願書提出先 鳥取県農林部農業改良課 至昭和二十六年十一月二十日

「註」必ず書留郵便又は持参のこと。

六、試驗

について行う。

筆記試驗

試験は筆記試験、

実地試驗、

社会常識檢查、

人物檢查

農業改良普及員に対するもの

必須項目

畜產

作物及び園芸

土壌及び肥料

病害虫

農機具

農業経営

農政時事問題

外 昭和二十六年十月二十三日

島取縣公報

号

(第三種郵便物認可

家畜生理及び衛生 家畜飼養 植物生理

農畜産加工

農業簿記

林業一般

農業土木

生活改良普及員に対するもの

 \mathbf{B}

必須項目

農業一般

被服及び住居

家事経済

食物と栄養

家庭保健及び衛生

選択項目

現住所

氏名(振仮名なつけること)印

身上に関する事項

月

何事由により何賞何罰を受く

月

(記載注意)

年

月

何事由により何と改氏名等

二、身上に関する事項は氏名の変更等身上の異動

賞罰は経歴上特に重要な事項。

S 1

昭和二十六年十月二十三日

育兒

教育

看護

家庭物理化学

選択項目は受験者において適宣二項目を選定 するものとする。 家庭生物

註

筆記試驗は旧制專門学校卒業程度において行

実地試驗

実地指導上必要な知識について行う。 社会常識檢查

囯

改良普及員として必要な社会常識について行う。

人物檢查 公民的能力及び社

改良普及員として必要な個人的、

会的適応性の程度について行う。

試験に合格した者については試験終了後一箇月以内に

員を選考し知事が任命する。

資格試驗合格格者名簿中より地区に勤務する改良普及 任用

公示するとともに合格証書を交付する

樣式口 (用紙半紙)

驗

願

書

本籍地

現住所

氏名(振仮名をつけること)

日生

類を具して願い上げます。 私儀農業(生活)改良普及員資格試驗を受けたいので書

月

西尾愛治殿

右 氏

名

印

鳥取県知事

樣式口(用紙半紙)

歷

書

本籍地

 $\vec{}$

年

月

何官拜職命もしくは何業に従事(職務

業

務

年

月

何学校何科卒業(又は何事由に依り何

学年中途退学又は何学年在学中)

様式臼

(用紙半紙)

筆記試驗選択項目申込書

を記載すること。

何学校何学年に入学

私儀筆記試驗選択項目中左記二項目について受驗致しま

す。

(記載注意)

職務内容については左記事項を記入す

月

何事由により退官もしくは廃業 内容を詳細に明確に記入すること)

記

◇鳥取縣告示第四百八十三号

昭和二十六年度兒童福祉施設保母試験に次の者が合格

몽

繼続して従事した期間…

…何年何箇月

勤務機関名……例えば何々県農業試驗場 內容……例えば稻の栽培法改良に関する試験 職名……例えば何々県技術吏員(三級)

外

昭和二十六年十月二十三日

(第三種郵便物認可)

Ŧī.

烏取縣公報

昭和二十六年十月二十三日印刷 昭和二十六年十月二十三日発行 た。 東伯郡 気高郡 八頭郡 岩美郡 米子市 鳥取市 昭和二十六年十月二十三日 福井 岩成 蓮仏 富盛 山本 中村 藤田 中井 田田 山川 小板 西本 岩谷 高田小夜子 木代千萬子 鳥取県知事 智惠 庸子 澄江 幸子 堯子 和栄 弘子 和子 **琰**子 匡子 文子 清 水 若原 諸山 奥島 田田 中原 坂田 伊 木 塩 久慈 八木 谷田水無子 平尾美智子 野津富貴子 栗田 西 鳥 取 節子 昌子 靜惠 春代 泰子 清野 信子 菊江 明子 繁子 猶子 辰惠 尾 公 愛 河原條君江 足羽 河原 山本 田中 小林 山根 谷口ゆり子 吉田 幸枝 友田美代子 土井富美枝 報 治 時代 保子 第三種郵便物認可 (昭和四年四月十五日) 葉子 達子 照子 園枝 西伯郡 發 Ep 內藤 中川 海地 澁谷八重子 田中 東原富美子 根ノ井節代 花子 栄子 博子 鳥 鳥 木下 林原 槇原 吉岡▼ 酒井 松本多満子 鳥取鳥取 市市 茂野 幸子 道子 輝姬 サ エ 取東 東 縣町 町 取 門脇 元木 河本 亀崎 後藤由紀子 印 数枝 幸子 和子 刷 縣 康 肵